## 計画改定の考え方

- ○ゼロカーボン北海道の実現に積極的に貢献できるよう、森林吸収量の維持、増加に向けて、対策のさらなる充実・強化を図るため、 現行の森林吸収源対策推進計画を見直す
- <del>الا</del> (2030年度) から令和12年度 ○計画期間は、北海道地球温暖化対策推進計画との調和を図り、 令和4年度(2022年度)

### 現状と課題 2

- ○国は地球温暖化対策計画の改正案で森林吸収量の目 標を引き上げ
  - 現行計画の吸収量は2030年に480万t-CO2まで減少 ○本道では年齢が高く成長が遅い森林の割合が増加し、
- ○本道の木材自給率は高いが、建築材のうち道産木材の 占める割合は低調
- ○企業等の森林づくりへの関心の高まり

計画の基本的な考え方

m

- ○道独自の対策などを踏まえ、新たな目標値の設定が
- ○計画的な伐採と着実な植林による森林の若返りや 間伐の推進が必要
- ○道産木材の利用を一層促進し、HWP(伐採木材 製品)の算定が必要
- ○環境保全に取り組む企業等との連携強化が必要

### 向上 480 (現目標) 森林吸収量の向上 2030年 2019年 **現状** 840 (Ft-CO2) 吸収量

現行計画の課題を踏まえ、森林吸収量の上積み効果が期待できる、活力ある森林づくり、道産木材の 利用促進、企業等と連携した森林づくりなどの重点的な取組や、それらを下支えする取組の推進を検討

### 計画の展開方向 4

## 活力ある森林づくり

### ○計画的な森林の整備

- 計画的な代採と着実な再造林の推進
- 成長が早くCO2吸収能力の高いクリーンラーチ苗木の 安定供給

# ○吸収量の算定対象森林の確保

- 市町村との連携により、森林環境譲与税等を活用し、 手入れの行き届かない森林における間伐等を促進
- ○スマート林業による省力化と人材の育成・確保
- ・ドローンを活用した植林地の測量や苗木運搬などにより 森林整備を省力化

## 道産木材の利用促進

- ○長期間炭素を固定する木材利用の促進
- 住宅や商業施設、家具など生活に身近な道産木材の 利用促進に向けた「HOKKAIDO WOOD」のブランド カの強化

### 道産建築材の安定供給

- ・品質や性能の確かな製品の供給体制の構築や、生産 規模に応じた加工・流通体制の整備
- ○木質バイオマスのエネルギー利用の促進
- ・公共施設等における木質バイオマスボイラーの導入促進 と普及PR

### 計画の目標等 Ŋ

- ○森林吸収量・HWPの目標
- 等を反映した新たな目標値を道総研と連携し ・吸収、固定量の維持、増加につなげる対策 て道独自に検討
- 力指標
- 進捗状況を関係者と共有できるような関連指 ・森林整備や木材利用など、重点的な取組の 標を検討

### 計画の推進体制

○関係者と連携して取り組むための推進体制の 整備や、それぞれの役割を検討



活力ある森林づくり



資料



企業等と連携した森林づくり

# 企業等と連携した森林づくり

- ○環境保全に取り組む企業などと森林所有者が連携した森林づくりの促進 ○企業等へのオフセット・クレジットの販売促進

### 「北海道森林吸収源対策推進計画」骨子(案)

### 1 計画策定の考え方

〇 趣旨

「ゼロカーボン北海道」の実現に積極的に貢献できるよう、森林吸収量の最大限の確保に向けて、森林吸収源対策のさらなる充実・強化を図る。

○ 計画の位置付け

本計画は、「北海道森林づくり基本計画」の施策別計画であり、「北海道地球温暖化対策推進計画」と調和を図りながら策定。

計画の期間

北海道地球温暖化対策推進計画との調和を図り、令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までとする。

### 2 現状と課題

- 国の温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標
  - ・国では、本年 9 月に公表した「地球温暖化対策計画(案)」において、森林吸収量の目標を現行計画の約 2,780 万二酸化炭素トンから約 3,800 万二酸化炭素トンに引き上げ。
  - ・道では、国の目標設定の考え方などを踏まえて、現行計画(R3.3)において、道の目標を480万二酸化炭素トン(HWP\*を含まない)と設定。
    - ※HWP:伐採木材製品による炭素固定量
- 森林吸収量の推移
  - ・本道では、年齢が高く成長が遅い森林の割合が増加していることから、今後、森林による二酸化炭素吸収量は減少の見込み。
  - ・植林面積は増加傾向にあり、作業量も増加しているが、造林分野の林業労働者数は減少。
- 木材及び木質バイオマスの利用
  - ・道産木材自給率は6割と高いものの、道内で利用される建築材のうち道産木材の占める割合は2割と低調。
  - ・公共建築物等木材利用促進法の改正(R3.6)等により、民間建築物の木造化を推進する動きが加速。
- 道民参加の森林づくり
  - ・道有林の J-VER クレジットを同様の取組を進める市町村と連携して企業等に販売。
  - ・「ほっかいどう企業の森林づくり」の取組により、企業と森林所有者が協定を締結し、森林づくり活動を実施。

### 課題

- ・ 国の森林吸収量の目標値の引き上げや、本道の森林の優位性や道独自の対策などを踏まえ、道の新たな目標値の設定が必要
- ・ 森林吸収量の維持、増加のため、森林の若返りや間伐の推進が必要
- ・ 道産木材の利用促進対策を踏まえた HWP の算定が必要
- ・ 環境保全に取り組む企業等と森林づくり活動に関するさらなる連携強化が必要

### 3 計画の基本的な考え方

現行計画の課題を踏まえ、森林吸収量の維持、確保に向け、吸収量と固定量の上積み効果が期待できる、

- ・成長の早いクリーンラーチ苗木の増産と森林の若返りを図るための植林面積の拡大による 活力ある森林づくり
- ・炭素固定や二酸化炭素排出削減に貢献する道産木材の利用促進
- ・環境保全に取り組む企業等と連携した森林づくり

といった施策を重点的に推進するとともに、それらを下支えするスマート林業による森林整備の 省力化やコストの低減、植林等に必要な労働力の育成・確保に取り組む。

### 4 計画の展開方向

次の展開方向に沿って総合的な施策を推進。

- (1)活力ある森林づくり
  - 計画的な森林の整備
    - ▶ 計画的な伐採と着実な植林の推進
    - ➤ 二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木などの優良種苗の安定供給 など
  - 吸収量の算定対象森林の確保
    - ▶ 市町村や森林組合との連携による森林環境譲与税等を活用した森林整備の促進
    - > 計画的な保安林の配備と保全の推進 など
  - スマート林業による省力化と人材の育成・確保
    - ▶ 効率的な作業システムの導入などによる森林施業の低コスト化の促進
    - ▶ 地域の森林づくりを担う人材の育成・確保 など

### (2)道産木材の利用促進

- 長期間炭素を固定する木材利用の促進
  - ▶ 住宅や商業施設、家具など生活に身近な道産木材の利用促進に向けた「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化 など
- 道産建築材の安定供給
  - ▶ 品質や性能の確かな製品の供給体制の構築、生産規模に応じた加工・流通体制の整備
  - ▶ 道産建築材の確実な供給を求めるプレカット工場等と、安定した需要を求める製材工場とのマッチングの強化 など
- 木質バイオマスのエネルギー利用の促進
  - ▶ 公共施設等における木質バイオマスボイラーの導入促進と普及 PR
  - ▶ 安定的・効率的な木質バイオマスの供給体制の構築 など
- (3)企業等と連携した森林づくり
  - ○環境保全に取り組む企業などと森林所有者が連携した森林づくりの促進
  - ○企業等へのオフセット・クレジットの販売促進 など

### 5 計画の目標等

○ 目標設定の考え方

国の森林吸収量の目標算定の考え方を踏まえつつ、全国に比べ伐採後に植林される割合が高い本道の優位性や、吸収・固定量の維持、増加につなげる森林の若返り、道産木材の利用促進など、道独自の施策による上積みを反映した新たな森林吸収量及び HWP の目標値について、道総研と連携して道独自の積算方法により検討。

○ 目標の関連指標の考え方

森林整備や木材利用など、重点的な取組の進捗状況を関係者と共有できるような関連指標を検討。

### 6 計画の推進体制等

- 推進体制の整備
  - ▶ 道民や市町村、企業、関係団体が連携して取り組むための体制整備
- 関係者の役割
  - ▶ 道、道民、市町村、企業、関係団体などがそれぞれ取り組む事項